

第5期介護保険事業計画の基本指針（案）について

＜基本的な考え方＞

■ 第3期計画以降は、「地域包括ケア」の考え方に基づき、中期的な視点で各種取組を行っていただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要。

※1 第5期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階としての位置付け。
(第3期：平成18年度～20年度 第4期：平成21年度～23年度 第5期：平成24年度～26年度)

※2 地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方。

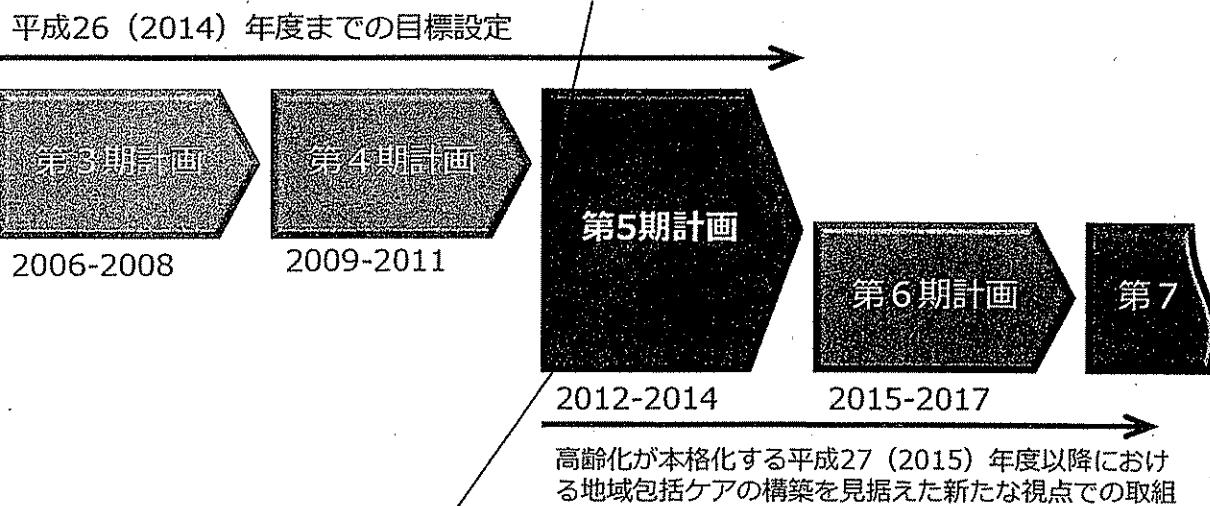
■ 一方で、今後、①認知症を有する高齢者の数は更に増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第5期計画では地域の実情に応じて、
・認知症支援策の充実、
・医療との連携、
・高齢者の居住に係る連携、
・生活支援サービス

といった優先的に取り組むべき事項（以下「重点記載事項」という。）について計画に記載していくことが重要であり、重点記載事項を計画に位置づけるよう検討していただきたいと考えている。

※3 重点記載事項を計画に位置付けて計画の記載内容の充実強化を図るに際しては、医療や住宅等、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携が重要。

第5期介護保険事業計画の位置づけ（イメージ）

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、
第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となる。



一方で、第5期計画は、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」の主な改正内容について（案）

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24～26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。
※ 今回の改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」(平成21～23年度)作成のための基本指針の一部改正。

- 第5期計画の策定に際して、今回改正を予定している主な内容は以下のとおり。
※ 本資料は関係者の準備に資するため、現時点での案をお示しするものであり、今後文言等の内容変更があり得るものである。

【基本的事項】

■ 基本的理念等

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意

■ 介護給付等対象サービスの在り方に関する目標

- ・ いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える2015年からその5年後、10年後である2020年、2025年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを達成することも念頭において目標を設定

（以下略）

【市町村介護保険事業計画】

■ 要介護者等の実態の把握

- ・ 日常生活圏域ニーズ調査(当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者的心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査)の実施

■ 居住に関する事項を定める計画との調和

■ 基本構想との調和規定の削除

■ 介護給付等対象サービスの量の見込み及び見込量確保の方策

- ・ 新サービス(①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合型サービス)の追加
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の公募指定の仕組みの活用等

■ 包括的支援事業の委託に当たっての実施方針の明示

■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるよう計画の記載事項に追加(任意)

- ①認知症支援策の充実
- ②医療との連携
- ③高齢者の居住に係る連携
- ④生活支援サービス

■ 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み及び見込量確保の方策

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の追加(多様な人材や社会資源の有効活用)

■ 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- ・ 義務記載事項(サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用定員)
- ・ 任意記載事項(サービス見込み量の確保方策等)

【都道府県介護保険事業支援計画】

■従事者の確保又は資質の向上に資する事業

- 従事者の確保や資質の向上に関する、広域自治体として都道府県の果たすべき役割は大きいことから、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関する必要な施策に取り組むこと。

■居住に関する事項を定める計画(高齢者居住安定確保計画)との調和

■財政安定化基金の取崩しに関する事項

- 財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額(市町村への交付分及び国への納付分を除く。)を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

■記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- 義務記載事項(サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用(入所)定員)
- 任意記載事項(従事者の確保又は資質の向上に資する事業等)

その他

■東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体における第5期計画の策定については、この指針にかかわらず、実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこと

(参考)第5期の介護療養病床から介護保険施設等への転換分の取扱い(案)

◆廃止猶予の期間が平成29年度末に延長されることに伴い、療養病床に係る4期計画の取扱を継続する。

医療療養病床からの転換分

- 医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、一般の介護保険施設等とは別のサービス類型として一括りに取扱うこととした「年度」とのサービス量は見込むが、「必要定員総数」は設定しないものとする。
※平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認められない。
- この結果、医療療養病床からの転換分について、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は生じないこととなる。

介護療養型医療施設からの転換分

- 介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分については、サービス種別ごと「年度」とのサービス量は見込むが、「必要定員総数」は設定しないこととする。
- この結果、介護療養型医療施設からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は生じないこととなる。

